

## 日本労働年鑑 第57集 1987年版

The Labour Year Book of Japan 1987

## 第二部 経営労務と労使関係

## III 労使交渉と労働争議

## 概要

一、労働組合を取り巻く環境は「五年前とくらべて変わった」、また、「今後五年間に変わる」とする組合が八割前後を示し、その内容として「企業間競争の激化」、「中高年齢化の進展」などがあげられている。

一、民間産業では、団体交渉ではない労使協議で解決された割合が五年前より増えてきており、労使協議制を評価し、これを利用する傾向が着実にのびている。

一、五年前にくらべて労使関係の安定化がみられる企業が増加してきた。これは企業側からすれば、人事労務部門のきめ細かい対組合折衝が支えていると解釈される。また、不安定化の要因としては、労使間の信頼関係、組合のリーダーシップ、企業業績などが指摘される。

一、労使協議機関を設置している企業は多く、設置単位も職場レベルまで拡大しつつある。また、その効果についても、一応の成果をあげている企業が高い割合を示している。

一、一九八五年の労働争議は、総参加人員で相変わらず減少傾向を示したが、総争議件数では増加し、最近の減少傾向に歯止めをかけた。

一、「半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖」は件数では増加したが、参加人員、労働損失日数とも調査開始(一九四六年)以来の最低を前年につづき記録した。

一、労働争議を産業別にみると、件数は建設業、鉱業を除くすべての産業で増加したが、参加人員、労働損失日数は過半数の産業で減少した。

一、規模別にみると、すべての規模で争議発生企業数、参加人員が、また、ほとんどの規模で労働損失日数も減少している。

一、要求別では「賃金増額」が大幅に減少したが、「その他」が増加した。

一、上部団体別では、争議行為参加人員、「半日以上の同盟罷業」とも新産別を除いていずれの団体も減少している。

一、一九八五年の労働争議のうち九七・二%が解決した。その解決方法は前年にくらべ、労使直接交渉によるものが増加し、第三者関与によるものは前年同様低下した。また、解決に至るまでの期間は、五日以下で解決した割合が減少した一方で、一一～三〇日で解決したものの割合が増加し、争議の長期化の傾向を示した。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始